

和歌山県公安委員会告示第46号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条第1項の規定に基づき、運転免許に関する事務の一部を次のとおり委託した。

令和7年6月24日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

1 受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 有限会社田辺自動車学校

住所 和歌山県田辺市新庄町2070番地の5

代表者 代表取締役 野 村 晃 大

2 委託に係る免許関係事務の内容

- (1) 仮運転免許申請の受理
- (2) 仮運転免許試験の実施
- (3) 仮運転免許証の作成及び交付事務を補助する業務

3 委託に係る免許関係事務を処理する場所

名称 田辺自動車学校

所在地 和歌山県田辺市新庄町2070番地の5